

水戸市事業継続特別対策支援金

1 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者を対象に一律の支援金を支給します。

2 支援金の対象者

- ① 市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は市内に住所を有する個人事業主であること。
 - ② 令和2年12月までに創業していること。
 - ③ 令和3年1月から3月までのうち、前年又は前々年の同月比で売上が**50%以上減少**した月があること。ただし、令和2年4月以降に新規創業した者及び事業を拡大した者にあつては、創業（事業拡大）の月から令和2年12月までの月平均の売上を、令和3年1～3月までのいずれかひと月と比較することができます。
- ※売上について、市内に事業所が複数ある場合は、市内の全事業所を含めた売上とします。また、市外にも事業所がある場合は比較する売上から除いてください。

3 支援金額

- ・ 法人 : 一律 200,000 円
- ・ 個人事業主 : 一律 100,000 円

○加算金（茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金の支給を受けている場合）

- ・ 法人、個人事業主 : 一律 100,000 円を加算

4 申請方法

令和3年6月30日（水）までに、下記の申請書類に添付書類を添えて申請ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、**郵送による申請**をお願いいたします。

○申請書類：

- ・ 支援金給付申請書兼請求書

○添付書類（詳細は別紙チェックリストをご確認ください）：

- ① 事業収入を得ていることが分かる書類（直近の確定申告の写し又は納税証明書など）
- ② 売上減少がわかる書類（売上台帳の写しなど）
- ③ 加算金を申請する場合は、茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金が支給されたことが分かる書類（協力金の振込が記載された通帳ページの写しなど）
- ④ 誓約書（別紙）
- ⑤ 支援金の振込口座の通帳の写し（カタカナ名が記載されている部分）

5 申請窓口及び問合せ先

水戸市商工課 事業継続特別対策支援金担当

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎5階

TEL 029-232-9185 FAX 029-232-9232

Mail commerce@city.mito.lg.jp

支援金申請時は別紙のチェックリストをご確認ください！！